

令和5年2月22日受理
(教育福祉常任委員会)

「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の
確立を求める意見書」の提出を求める請願

請願者 我孫子市の多様な学びを考える会
恒川千尋

紹介議員 木村得道
松島洋
高木宏樹
坂巻宗男
飯塚誠
岩井康
西川佳克
日暮俊一
椎名幸雄
澤田敦士
佐々木豊治
豊島庸市

件名 「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の提出を求める請願

要旨

「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」を採択し、次の事項について、政府・関係省庁へ意見書を提出してください。

記

1. 教育機会確保法制定に際し、衆議院文部科学委員会と参議院文教科学委員会がそれぞれ附帯決議した内容である「不登校の児童生徒が、いわゆるフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対しては、その負担の軽減のための経済的支援の在り方について検討し、その結果に基づき必要な財政上の措置を講ずること」を進めること。
2. いわゆるフリースクール等民間施設の設立及び運営補助金等の経済的支援制度の確立を講じること。
3. 個々の不登校児童生徒の状況に応じた多様な学習活動への経済的支援制度の確立を講じること。

理由

令和3年度の義務教育段階における不登校児童生徒数は全国で24万4,940人と8年連続で増加しており、千葉県内でも約9,951人が不登校と、依然高水準で推移している。

また、不登校の定義となっている年間欠席30日以上に当てはまらないが、保護者や学校の判断により出席扱いになっているなど事実上の不登校児童生徒数も鑑みると、文部科学省調査だけでは実態が把握しきれていないと断言は難しく、潜在的な不登校児童生徒も多数存在していると考えられる。

公的な教育機関が対応できない中、フリースクール等の民間施設を利用する際の家庭の実情を見ると、利用料月3万3千円程度（文科省調べ）という経済的負担に加え、身近に通う民間施設が無い場合には遠方への通学のための身体的、時間的、心理的負担も加味しなければならない。

多様な学習機会を提供する民間施設への需要が高まっているのに対し、民間施設を設立するための経済的支援制度は一部の自治体が制定しているのに留まっており、必要な資金が確保できず設立を断念している個人や団体も少なくない。

また、千葉県内ではフリースクールに通っている児童生徒は374名と全体の3.7%にすぎず、多くが家庭内で過ごさざるを得ない状況である。このことより、フリースクール等の民間施設における学習活動に限らず、個々の不登校児童生徒の状

況に応じた多様な学習活動への経済的支援も求められている。

以上のことから、現状では、教育機会確保法の基本理念2に明記される「不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援」が果たされているとはいえない状態であり、早急な具体的対策を講じる必要があると考える。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおりお願いいたします。

我孫子市議会議長 様

陳情第18号

令和5年2月22日受理
(環境都市常任委員会)

令和4年住民説明会若松バイパス管の治水課説明資料の疑問を質していただく陳情

陳 情 者 柳 考 一

件名 令和4年住民説明会若松バイパス管の治水課説明資料の疑問を質していただく陳情

要旨

令和4年9月17日住民説明会の治水課資料の若松バイパス管についての疑問点を質していただきたい。

理由

令和4年9月17日の住民説明会では、平成29年7月1日住民説明会の治水課説明資料を基にバイパス管について住民から多くの疑問が出されたが、治水課はその一部について回答しただけで、その回答も住民を納得させるものではなかった。

我孫子市議会から令和4年9月17日の住民説明の治水課資料の以下の疑問点について治水課を質していただきたい。

記

(1) 住民説明会治水課資料7頁の高段地区の排水方法【自然排水（バイパス管）】の図で、樋管が描かれているが、

・樋管とは、堤防の中にコンクリートの水路を通し、逆流防止用のゲートが付いた施設のこと、堤防の居住地側の雨水が水路を流れ、より大きな川に合流する場合、合流する川の水位が高くなったときに、その水が堤防の居住地側に逆流しないように設けられるものである。

然しこの図を見ると手賀沼の水位が常時高いのに、樋管のゲートが開けられており、手賀沼の水（外水）を堤防の居住地側に逆流させているのは何故か？手賀沼の水（外水）は堤防の手賀沼側に抑え込まなければならないのではないのか？

(2) 住民説明会治水課資料7頁の高段地区の排水方法【自然排水（バイパス管）】の図で、「高段地区の排水は、高段地区専用の管渠（バイパス管）により、自然排水する。手賀沼の水位上昇時にも排水が可能。」とあるが、

・バイパス管はこの図に示すとおり、手賀沼に潜っているのに樋管ゲートが開いているので手賀沼の水（外水）が連通管原理により逆流滞留しており内水排水を妨げている。自然排水（自然流下）はできないのではないのか？バイパス管は排水口の管底高が手賀沼の水位より高くなければ自然流下はできない。バイパス管は空でなければ自然排水（自然流下）はできない。

・手賀沼の水位上昇時にも、自然排水（自然流下）はできず、バイパス管内の水位も連通管原理により手賀沼の水位と同様に上昇するので、高圧マンホール設置により住宅地への噴出を押さえ込まなければならないのではないのか？高圧マンホール設置は「バイパス管は自然排水（自然流下）する」とする治水課の説明と

矛盾するのではないのか？

- (3) 住民説明会治水課資料 7 頁の高段地区の排水方法【自然排水（バイパス管）】の図では手賀沼の上に降雨が描いていないが、
- ・若松治水では手賀沼の水（外水）を住宅地側に入れないことが基本になる。降雨による手賀沼の水位上昇を無視しているのではないのか？流域の降雨を集める手賀沼の水位上昇によりバイパス管内の右方向の白い矢印は右ではなく、左方向になるのではないのか？

以上

我孫子市議会議長 様